



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 水道機工株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 角川 政信  
(コード番号 6403)  
問合せ先責任者 取締役管理部門担当 石井 克昌  
(TEL 03-3426-2131)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年6月29日開催予定の第112回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行する方針としておりますが、本日開催の取締役会において、移行に必要な定款の一部変更について同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示いたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、平成 28 年 3 月 23 日に開示しました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行する方針としております。それに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりとなります。

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)
- (2) 定款変更効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>【機 関】</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. 監査役</li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. 会計監査人</li></ol> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>【取締役の員数】</p> <p>第 17 条 <u>当社の取締役は10名以内とする。</u></p> <p>【取締役の選任】</p> <p>第 18 条 (新設)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>取締役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主の出席を要する。</u></li><li>2. <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></li></ol>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>【機 関】</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li><li>3. <u>会計監査人</u></li></ol> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>【取締役の員数】</p> <p>第 17 条 <u>当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>【取締役の選任】</p> <p>第 18 条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. <u>取締役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></li><li>3. <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></li></ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【取締役の任期】</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>【取締役の任期】</p> <p>第19条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第20条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p> <p>【取締役会の招集通知】</p> <p>第21条 <u>取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この時期を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>【重要な業務執行の決定の委任】</p> <p>第22条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>【取締役会の決議の省略】</p> <p>第21条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>【取締役会の決議方法】</p> <p>第23条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>【取締役会議事録】</p> <p>第24条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【取締役の報酬等】  <b>第22条</b> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>【取締役の責任免除】  <b>第23条</b> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><b>第24条</b> （条文省略）</p>	<p>【取締役の報酬等】  <b>第25条</b> <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>【取締役の責任免除】  <b>第26条</b> （現行どおり）</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><b>第27条</b> （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>【監査役の員数】  <u>第25条 当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>【監査役の選任】  <u>第26条 監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>【監査役の任期】  <u>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【常勤の監査役】  <u>第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>【監査役の報酬等】  <u>第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>【監査役の責任免除】  <u>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>【監査役会規則】  <u>第31条 監査役会の運営に関する規定は別にこれを定める。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p>【監査等委員会の招集通知】  <u>第28条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の7日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>3. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>【監査等委員会の決議方法】  <b>第29条</b> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>【監査等委員会の議事録】  <b>第30条</b> <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
(新設)	<p>【常勤の監査等委員】  <b>第31条</b> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>【監査等委員会規則】  <b>第32条</b> <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 計算  <b>第32条～第35条</b> (条文省略)</p>	<p>第6章 計算  <b>第33条～第36条</b> (現行どおり)</p>
<p>附則  (新設)</p>	<p>附則  <b>第1条</b> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第112回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上